

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各都道府県警察の長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長

警察庁丙総発第37号、丙生企発第114号
丙生経発第8号、丙刑企発第60号
丙捜一発第17号、丙企分発第12号
丙交企発第120号、丙備企発第82号
丙外事発第48号

平成21年8月26日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

消費者安全法の施行について（通達）

第171回国会において、消費者安全法（平成21年法律第50号。別添1。以下「法」という。）が制定され、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号。別添2。以下「設置法」という。）、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号。以下「整備法」という。）とともに、平成21年9月1日から施行されることとなった。

消費者庁関連三法（法、設置法及び整備法をいう。以下同じ。）制定の趣旨等、法の概要及び留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 消費者庁関連三法制定の趣旨等

社会の複雑化に伴い、消費者問題は複数の省庁にまたがる横断的なものとなっており、縦割り行政では適切に対応することが難しくなっていること、近年、生活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が生じていること、従来、消費者の保護は産業振興の間接的、派生的なものとして取り扱われてきたにすぎないこと等の指摘があることを踏まえ、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に転換することを目指して、消費者庁関連三法が制定された。

設置法は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、内閣府の外局として、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行う消費者庁を設置し、また、内閣府に、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣等に建議する消費者委員会を設置するものである。

整備法は、消費者庁及び消費者委員会の設置に伴い、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管するものである。

第2 法の概要

1 目的（法第1条関係）

この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとされた。

2 定義（法第2条関係）

(1) 消費者

消費者とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいうこととされた（第1項）。

(2) 事業者

事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいうこととされた（第2項）。

(3) 消費安全性

消費安全性とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいうこととされた（第4項）。

(4) 消費者事故等

消費者事故等とは、次に掲げる事故又は事態をいうこととされた（第5項。なお、政令については、別添3を参照のこと。以下同じ。）。

ア 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

イ 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、アに掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

(5) 重大事故等

重大事故等とは、次に掲げる事故又は事態をいうこととされた（第6項）。

ア (4)アに掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

イ (4)イに掲げる事態のうち、アに掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

3 消費生活センターの設置（法第10条関係）

都道府県は、消費生活相談等の事務を行うため、一定の要件に該当する施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置し、市町村は、消費生活センターを設置するよう努めなければならないこととされた（第1項及び第2項）。

4 消費者事故等の発生に関する情報の通知（法第12条関係）

(1) 重大事故等の発生に関する情報の通知

行政機関の長、都道府県知事等は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならないこととされた（第1項）。

(2) 消費者事故等の発生に関する情報の通知

行政機関の長、都道府県知事等は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとされた（第2項）。

5 消費者への注意喚起（法第15条関係）

内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとされた（第1項）。

6 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求（第16条関係）

内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができるとされた（第1項）。

7 事業者に対する勧告及び命令（法第17条関係）

内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとされた（第1項）。

また、内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた（第2項）。

8 譲渡等の禁止又は制限（法第18条関係）

内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、6月以内の期間を定めて、当該商品等を譲渡等すること禁止し、又は制限することができることとされた（第1項）。

9 回収等の命令（法第19条関係）

内閣総理大臣は、事業者が8の禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、商品又は製品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされた。

10 都道府県知事による要請（法第21条関係）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができることとされた（第1項）。

第3 留意事項

1 消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合の適切な対応及び警察庁への報告

警察庁長官は、法第12条の規定に基づき、「行政機関の長」として、消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合には、当該情報を内閣総理大臣に通知することから、都道府県警察において消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合には、消費者の被害防止及び安全確保の観点から、警察として必要な措置を講じるなど適切な対応に努めるとともに、警察庁に対して適時適切に報告されたい。

特に、重大事故等の発生に関する情報については、警察庁長官は直ちに内閣総理大臣に通知するものとされていることから、都道府県警察において重大事故等の発生に関する情報を認知した場合には、即報されたい。

消費者事故等の発生に関する情報の警察庁に対する報告要領、具体的報告事項等については、各事件・事故主管課長等から指示するところによる。

なお、都道府県警察は、消費者事故等の発生に関する情報の通知主体とはされず、警察庁に報告することで足り、他方、都道府県知事が消費者事故等の発生に関する情報の通知主体とされているものの、都道府県知事に対する通知が義務付けられているものではないことに留意されたい。

また、平成20年9月10日付け関係府省庁局長申合せにより設置された消費者安全情報総括官制度の趣旨を踏まえ、消費者被害に係る事案を認知した場合における警察庁刑事局捜査第一課又は生活安全局生活経済対策管理官への即報等についても、引き続き遺漏のないようにされたい。

2 関係機関等との連携の強化

法第4条第5項に都道府県警察が掲げられていることを踏まえ、法施行後においては、消費生活センターその他の関係機関等との一層緊密な連携に努められたい。

消費者安全法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第五十号

消費者安全法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 基本方針(第六条・第七条)

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施(第八
条・第九条)

第二節 消費生活センターの設置等(第十
条・第十一条)

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等
(第十二条―第十四条)

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のた
めの措置(第十五条―第二十二条)

第六章 雑則(第二十三条―第二十六条)

第七章 罰則(第二十七条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したものの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
- 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を生じさせるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- (基本理念)
- 第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。
- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適切に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。
- 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。
- (国及び地方公共団体の責務)
- 第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」という。)のつとめ、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのつとめ、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのつとめ、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのつとめ、施策効果当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をい

う。第六条第二項第四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時及びかつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのつとめ、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
 - 6 国及び地方公共団体は、啓発活動(広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。)
- (事業者等の努力)
- 第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、安心して豊かな消費生活を営む上で自ら自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関し、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。
- 第二章 基本方針
- (基本方針の策定)
- 第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づき消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項

四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

- 3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県知事による提案)
- 第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に際して、内閣総理大臣に対して、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。
- 第三章 消費生活相談等
- 第一節 消費生活相談等の事務の実施
- (都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)
- 第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関するし、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応ずること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であつて、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関(以下「消費生活センター」といふ)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

(消費生活センターの事務に従事する人材の確保)

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員(前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいふ。以下この条において同じ。)の適切な処遇、研修の実施、専任の職員配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費

者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

一 次のイからニまでに定める者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

二 国民生活センターの長 行政機関の長

二 二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を除く。)

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいふ)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ正確に当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関する必要な報告を求めることができる。

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」といふ)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に關する必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。))又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。))において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。))を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条 消費者委員会の勧告等は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に關し必要な勧告をすることができる。

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に關し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならぬ。

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。))を消費者庁長官に委任する。

第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任) 第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十条 前項の規定により立入調査、質問又は集取する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三十一条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則 第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。))を消費者庁長官に委任する。

第二十四条 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分) 第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任) 第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置) 第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。))を定めることができる。

第七章 罰則 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 前項の規定により立入調査、質問又は集取する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三十一条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則 第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。))を消費者庁長官に委任する。

第二十四条 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分) 第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任) 第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置) 第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。))を定めることができる。

第七章 罰則 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 前項の規定により立入調査、質問又は集取する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三十一条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十七条及び第二十八条 一億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

附則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情

勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

消費者安全法 (平成二十一年法律第五十号)	第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
--------------------------	-------------------------------------

内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 鳩山 邦夫

消費者庁及び消費者委員会設置法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第四十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置(第二条)

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三条—第五条)

第三章 消費者委員会(第六条—第十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官(以下、長官)という。)とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

- 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため次に掲げる事務(第六条第二項に規定する事務を除く。)をつかさどる。
 - 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 四 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の規定による消費者安全の確保に関すること。
 - 五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による宅地建物取引業者の相手方等(同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。)の利益の保護に関すること。
 - 六 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
 - 七 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の規定による購入者等(同法第一条第一項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。
 - 八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
 - 九 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。
 - 十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等(同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。
 - 十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預託者の利益の保護に関すること。
 - 十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

- 十三 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十一條第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 十四 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示(第六条第二項第一号八において、景品類等)という。)の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
- 十五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)第十九条第一項(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準に関すること。
- 十六 食品衛生法第二十條(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。
- 十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。
- 十八 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。
- 十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること(個人である住宅購入者等(同条第四項に規定するものをいう。)の利益の保護に係るものに限る。)
- 二十 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。
- 二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項に規定するもの)をいう。第二号)第二条第二号水において同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二十三 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務(資料の提出要求等)
- 第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 第三章 消費者委員会(設置)
- 第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
 - イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要となる環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の確保に関する重要事項
 - ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項
- ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項
- ヘ 個人情報情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項
- ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項
- 二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。
- 三 消費者安全法第二十條の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

- 四 消費者基本法、消費者安全法(第二十條を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (職権の行使)
- 第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。(資料の提出要求等)
- 第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (組織)
- 第九条 委員会は、委員十人以上以内で組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)
- 第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。(委員の任期等)
- 第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)
第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、同務を掌理する。
(政令への委任)

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。
附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下、消費者庁関連三法)というものの施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利

益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成二十一年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目的として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 麻生 太郎

消費者安全法、消費者安全法施行令、消費者安全法施行規則（案）三段表

消費者安全法	消費者安全法施行令	消費者安全法施行規則（案）
<p>消費者安全法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 基本方針（第六条・第七条）</p> <p>第三章 消費生活相談等</p> <p>第一節 消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）</p> <p>第二節 消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条 第十四条）</p> <p>第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条 第二十一条）</p> <p>第六章 雑則（第二十三条 第二十六条）</p> <p>第七章 罰則（第二十七条 第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、</p>	<p>消費者安全法施行令</p>	<p>消費者安全法施行規則</p>

金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したものの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度）

第一条 消費者安全法（以下「法」という。）第二十五条第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

一 死亡
二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度ものを除く。）
三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第二条 法第二十五条第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づき命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしな

（消費者事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第一条 消費者安全法施行令（以下「令」という。）第一条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な
広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消
費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ
がある行為であつて政令で定めるものが事業者に
より行われた事態

ければならないこととされている消費者の生命又は
身体の安全の確保のための商品等又は役務に関
する基準に適合していなかったこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該
役務の使用等において、物品（飲食の用に供する
ものを除く。）、施設又は工作物に、破損、故障
、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常
音その他の異常が生じていたこと。

三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当
該役務の使用等において、物品（飲食の用に供す
るものに限る。以下この号において同じ。）が腐
敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により
汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害
な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され
若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若し
くは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当
該役務の使用等において、消費者に窒息その他そ
の生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。
（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は
、次に掲げる行為とする。

一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広
告又は表示をすること。

二 消費者との間の契約（事業として締結するもの
に限る。以下この条において同じ。）に関し、そ
の締結について消費者を勧誘するに際して、又は
消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若し
くは解約を妨げるため、次のイからニまでのい
れかに該当する行為をすること。

イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当
該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除
若しくは解約をするかどうかについての判断に
通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を
告げず、又は不実のことを告げること。

ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権
利その他のものに関し、将来におけるその価額

、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

八 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行つている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと。

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。

イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約

ロ 消費者契約法第八条第一項、第九条又は第十条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定

（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定）

第二条 令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条の二第一項、第二十四条の二第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項

二 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項まで

（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）

第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合にお

- めるものによつて無効とされる契約の条項を含む契約
- 五 消費者との間の契約に基づく債務又は当該契約の解除若しくは解約によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること。
- 六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に違反して景品類を提供すること。

けるものを除く。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の九第十項
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の四第十項
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の六第五項
- 四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十四条の二第九項、第三十七条の二第四項、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十二条第二項
- 五 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項及び第四条第一項
- 六 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十五条第一項
- 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第七項、第五条第二項、第十八条の五第七項、第二十七条第二項、第二十九条の三の三第七項、第三十条の二の三第七項、第三十条の二の四第二項、第三十条の四第二項及び第三十五条第一項
- 八 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三十六条第二項及び第四十条第三項
- 九 特定商取引に関する法律第九条第八項、第二十四条第八項、第四十条第四項、第四十条の二第六項、第四十八条第八項、第四十九条第七項及び第五十八条第四項
- 十 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第三条第三項
- 十一 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第三条
- 十二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十二条第一項
- 十三 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第八条第四項及び第九条第三項
- 十四 借地借家法（平成三年法律第九十号）第九条、第十六条、第二十一条、第三十条、第三十七条及び

第三十八条第六項

十五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十二条第四項

十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十六条第四項

十七 保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百九条第十項

十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第二項及び第九十五条第二項

十九 消費者契約法第八条第一項、第九条及び第十条

二十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十四条

二十一 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）

第八条

（事業者の行為の規制に関する法律の規定）

第四条 令第三条第七号の内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一 特定商取引に関する法律第十七条、貸金業法第十条第三項、割賦販売法第四条第一項その他これらに類する契約の締結に係る規定

二 特定商取引に関する法律第十条第二項、貸金業法第十八条第一項、割賦販売法第六条第二項その他これらに類する契約の履行に係る規定

三 特定商取引に関する法律第十条第一項、割賦販売法第六条第一項その他これらに類する契約の申込みの撤回、解除又は解約に係る規定

（身体障害）

第五条 令第四条第二号の内閣府令で定める身体障害は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる視覚障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

七 前各号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であつて、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第四条 法第二条第六項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したことをする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体障害が存するもの

- イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- 二 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- 二 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
- イ 嗅覚の喪失
- ロ 嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 五 次に掲げる肢体不自由
- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
- ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、その程度が

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(基本理念)

第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」という。)にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件)

第五条 法第二条第六項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 第二条第一号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)、施設又は工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと。

ロ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものに限る。)に、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物若しくは同条第二項に規定する劇物、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十四条第一項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇薬又はこれらと同等の毒性若しくは劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

イからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
(重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質)

第六条 令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者との間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者等の努力）

第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む

上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者安全の確保の意義に関する事項

二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項

三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項

四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県知事による提案）

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施

（都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施）

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのおっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

八 消費者事故等の状況及び動向を把握するため
に必要な調査又は分析であつて、専門的な知識
及び技術を必要とするものを行うこと。

二 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、
消費者安全の確保のために必要な情報を収集し
、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情
報を交換すること。

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費
者からの苦情に係る相談に応じること。

二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費
者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し
、及び住民に対し提供すること。

四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する
情報を交換すること。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市
町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げ
る事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援
助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務
を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機
関を設置しなければならない。

一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な
知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる
事務に従事させるものであること。

二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施
のために適切な電子情報処理組織その他の設備を
備えているものであること。

三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に
行うために必要なものとして政令で定める基準に

(都道府県が設置する消費生活センターの基準)

第六条 法第十条第一項第三号の政令で定める基準は
、法第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を一

(相談員)

第七条 消費者安全法(以下「法」という。)第十条第
一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲
げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上
の専門的な知識及び経験を有する者とする。

一 独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活
センター」という。)が付与する消費生活専門相談
員の資格

二 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバ

適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

（消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

（市町村が設置する消費生活センターの基準）

第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

イザーの資格

三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

（消費生活センターの設置の公示）

第八条 法第十条第三項の内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の事務を行う日及び時間とする。

（情報の通知）

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。

2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となつた商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によつて速やかに行つてものとする。

4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となつた商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。

5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができずる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

（資料の提供要求等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めること

告することとされているものとする。

一 行政機関の長 内閣総理大臣

二 都道府県知事 行政機関の長

三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

四 国民生活センターの長 行政機関の長

6 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであつて、国民生活センターが管理運営するものをいう。）への情報の入力とする。

ができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための

措置

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるとき

は、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようつとするとき又は前項の規定による命令の変更若し

くは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならぬ。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行つ。

(回収等の命令)

(譲渡等の禁止又は制限)

第十条 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行つものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(消費者委員会の勧告等)

第二十条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(都道府県知事による要請)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。)を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。

3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

(報告、立入調査等)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(権限の委任)

第二十三條 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第二十四條 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭

(消費者庁長官に委任されない権限)

第八條 法第二十三條第一項の政令で定める権限は、法第六條第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)、第七條、第十三條第四項、第十四條第一項(関係行政機関の長(国務大臣であるものに限る。))に対する協力の求めに係る部分に限る。)、第十六條、第十七條第二項から第五項まで並びに第十八條から第二十一條までの規定による権限とする。

(都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる事務等)

第九條 法第二十三條第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長(以下この条において「知事等」という。)が行うこととすることができる事務は、法第二十二條第一項の規定により、当該都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務の全部又は一部

和二十二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十七条及び第二十八条 一億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

附則

とする。

2 消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により、前項に規定する事務を知事等が行うこととする場合には、当該知事等が行うこととする事務の内容を明らかにして、当該知事等がその事務を行うこととするについて、あらかじめ、当該知事等の同意を求めなければならない。

3 知事等は、前項の規定により消費者庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を消費者庁長官に通知するものとする。

4 消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を知事等が行うこととした場合においては、直ちに、その旨及び当該知事等が行うこととする事務の内容を官報で告示しなければならない。

5 知事等は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を行ったときは、消費者庁長官に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるとするものとする。

7 第二項から第四項までの規定は、消費者庁長官が法第二十三条第二項の規定により知事等が行うこととした事務の内容を変更し、又は当該事務を知事等が行わないこととする場合について準用する。

附則

附則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(地方自治法の一部改正)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。</p> <p>(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)</p> <p>2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四百二十三号を第四百二十四号とし、第四百二十号の次に次の一号を加える。</p> <p>第四百二十三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）</p>	<p>この府令は、法の施行の日（平成二十一年 月 日）から施行する。</p>
--	---	--